

## まち・ひと・しごと創生法成立と地域ネットワークによる連携

2014年11月21日、衆議院解散当日、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法案」と、地方の活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援する「地域再生法の一部を改正する法律案」のいわゆる地方創生関連2法案（以下「創生関連法」）が、国会で成立した。衆議院選挙、そして来年の統一地方選挙に向けて安倍政権が要とする法律であり、解散日程を調整しつつ成立した法律である。

この法律成立の大きな流れは、「消滅自治体」の議論に端を発する。2040年までに896の自治体が消滅すると今年5月に予測した日本創生会議（元総務大臣増田寛也座長）の結論を受けた流れである。それまでの安倍政権の政策は、東京オリンピックの誘致、規制改革等都市部に相対的にウェイトをおいたイメージが強く、2015年春に控えた統一地方選に向けて地方政策を強力に打ち出すことが求められていた。この課題に対して、大きな問題提起と議論の発端を提示したのが「消滅自治体」であった。これにより、東京を中心とする大都市集中を是正し、地方分散型社会を「人口の維持」と「地域経済の活性化」で実現しようとする地方創生の取組みへの流れが本格的に動き始めることとなった。

こうした流れの中で、政府として初めて人口に関する目標値を設定し50年後に1億人程度の人口維持を目指す方針を明示し、そのために合計特殊出生率を1.8さらには2030年2.0強に引き上げる方向性を提示している。その具体化に向けた法律、そして政策のひとつが今回の創生関連法である。この法律の成立を受けて政府は、「長期ビジョン」と、人口減少を克服し活力ある日本社会を持続的に実現するための5か年の計画を示す「総合戦略」の取りまとめ作業に入ると共に、法律に基づき地方自治体の取組みを支援するための2015年度予算編成そして税制度の検討に入る。これにより、地方自治体に対しては再生計画の策定を努力目標とし、作成した計画を国が認定することで、予算・税制措置等を受けながら地域創生に取り組む構造が始動する。

来年度以降、本格化することが予想される地方自治体の再生計画策定において、第1の課題は、人口問題の対象範囲を地方がどこまで担うのかである。消滅自治体議論が提示されて以来、大半の地方自治体は待機児童対策、子育て支援、そして社会的移動による人口確保等の政策を打ち出している。しかし、こうした政策を個別地方自治体が重複的に実施することは過剰な競争を生み出す一方で、地域への成果の定着を薄くする。OECDの調査結果（2014年版）でも日本で子供を持たない理由のトップは、教育費等経済負担の拡大であり、日本の就学時前教育支出に対する公的負担比率はOECD諸国中で最下位、高等教育にでも最低から四番目に止まっている。また、大都市部を中心とした今後の高齢化の急速な進展は、医療・介護等の人材の都市部集中を加速させる要因とみなり、こうした環境の中で、人口問題に対する地方自治体の政策的役割と国の役割を一層明確化する必要がある。

第2の課題は、経済面での活性化は地域内の所得循環を厚くすることが必要であり、その際の「地域」の範囲、地域におけるコアたる地方自治体を如何に形成するかである。ひとつの地方自治体で完結する所得循環を一定の厚みで形成することは困難であり、地方自治体間の連携による地域内所得循環が一定の厚みを持つことで人口の確保の前提が形成される。この地域をどの範囲で設定するか、同時に地域の核となる地方自治体、例えば「地方中軸拠点都市」等の位置づけと機能を如何に考えるかも問題となる。加えて、過疎自治体を中心に全ての公共サービスを単独で提供することには限界が生じており、そのために地方自治法の改正で都道府県の事務の代替制度が設けられ、当該町村の名で執行され当該町村に効力が帰着する。こうした制度の分散と集中のバランスに課題が生じる。

最後に地方自治体には多くの計画策定が求められておりそれらの相互関係、そして策定の前提となる各種データの把握と分析等のノウハウの蓄積が適切に提供され確保できるかは最も基本的課題である。